マイナンバーカードの健康保険証利用を含む

オンライン資格確認 が始まります。

・マイナンバーカードが、保険証として使えるようになります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、利用申込（初回登録）が必要です。

・従来どおり保険証でも受診できます。

運用開始

令和3年10月1日（金）

↓

これまでの保険証提示に代えて、
マイナンバーカードをお持ちいただくこととなります。

令和3年9月
青森県立中央病院